

## Ⅶ 取組方針に基づく主な施策

### 1. こども・若者の視点に立った施策の立案と推進

#### (1) こども・若者の意見等の施策への反映

##### ①こども・若者の意見形成の支援の推進

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重します。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、戦略等のこども・若者施策について、こども・若者が理解できるように、わかりやすく伝えるものを作成し、こども・若者施策に関する情報提供や啓発を行うなど意見形成への支援を進めます。

##### ②こども・若者からの意見聴取

こども・若者からの意見聴取は、対面で対話を重ねてこども・若者の意見をくみ取るほか、県のホームページにいつでも意見を言える仕組みづくりや県のSNS等による意見募集の周知及び児童生徒一人一台端末を活用した意見聴取などの意見を表明しやすい環境づくりを様々な手法で実施します。

また、市町村、民間団体及び関係機関等と連携して継続的に取り組みます。

##### ③こどもの権利に関する理解促進

こどもの教育、養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

##### ④聴取した意見のフィードバック

聴取した意見をこども・若者施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信します。

なお、意見の反映等を行った後も、継続して戦略等に基づく各事業の進捗管理、こども・若者を対象とした施策に対する意見聴取や調査等を行います。

##### ⑤市町村におけるこども・若者への意見聴取への支援

市町村における、こども・若者の意見形成、こども・若者施策の企画、立案、実施時におけるこども・若者への意見聴取及び聴取した意見への対応についてのこども・若者へのフィードバックが実施されるよう、実施手法の周知や助言等の支援を行うとともに、こども・若者の意見の共有に努めます。

(2) こども・若者の政策決定過程への参画促進

こども・若者の政策決定過程への参画を促進するため、公募により「奈良県こども・子育て支援推進会議」の委員にこども・若者委員を選任するよう努めるとともに、こども・若者施策について審議する他の県庁内の委員会等についても、こども・若者委員の選任に努めます。

なお、こども・若者委員が参画する委員会の開催については、こども・若者が参加しやすい日程、時間帯、手法等について配慮します。

政策決定過程への参画を希望するこども・若者が、希望に応じて政策決定過程に参画できるように、メール等により県の政策に意見を言うことができる場「奈良県こどもまんなかクラブ」を創設します。

(3) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動している団体などは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化します。

また、地域におけるこども・若者の意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こども・若者の意見表明支援や社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

(4) こどもの権利擁護の推進

社会的養護を行うにあたっては、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。

また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図ります。

## 2. ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

### (1) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

#### ①ジェンダーギャップの解消教育の推進

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

#### ②地方公共団体の職員、教員等に対する研修等の充実

こども施策を企画、立案、実施、評価を行う県や市町村等の職員や、こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

#### ③県民のジェンダーギャップ解消に向けた男女共同参画の推進

こども・若者の親世代を含む県民に対し、働き方・暮らし方の根底にある固定的性別役割分担意識や性差による固定観念にかかる意識を払拭するため、男女共同参画に関する講座等を実施し、広く情報発信を行うことにより、県全体の男女共同参画の推進を図ります。

### (2) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

#### ①妊娠・出産に関する理解促進

学童期・思春期において自分自身の命の大切さを学び、妊娠・出産等の正しい知識に基づいて行動できるよう、性教育などの健康教育を推進し、関係機関が連携して指導を行う体制の整備を図るとともに、先進事例等についての情報共有を市町村等と行うことにより、学童期・思春期保健対策の取組を推進します。

#### ②10代の思春期保健対策の推進

保健所において、市町村と教育機関が連携し、妊娠・出産に関する正しい知識や生命の尊重に関する理解促進のための技術的支援を行います。また、妊孕性※に関する正しい理解をもつことで、妊娠と自身の仕事や家庭のあり方について年齢に応じたライフプランを考えていけるよう啓発を進めます。

20歳未満の者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことから、教育分野と連携して喫煙防止対策の充実を図って参ります。10代の自殺予防対策を推進するために、教育分野と精神保健分野が連携して児童生徒の自殺予防教育を推進します。

※妊孕(にんよう)性(せい)……妊娠のしやすさ

### ③こども・若者がライフデザインを描くための支援の推進

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、小学生や乳幼児と触れ合う機会などを創出するとともに、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や必要となる情報を年齢や発達に応じてわかりやすく提供します。

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。

金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路選択することが可能となるような取組を推進します。

## (3) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### ①社会全体の意識改革の推進

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を推進します。

県の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例についての情報発信など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

特に、中高生や若者に対して、子育て中の方々を応援する取組や、子育てなど将来に希望をもつことができるような情報の発信を行います。

### ②県、市町村及び企業等の意識改革の推進

社会全体の意識改革を目指し、まずは、県、市町村及び企業等の職場が率先して意識改革を行うこととし、実態の把握、課題の抽出及び解決策の検討・実施に取り組みます。

そのため、県の「奈良県こども・子育て推進本部」に「こども・子育て推進アドバイザー制度」を設け、外部有識者の意見を取り入れる仕組みを構築し、「ジェンダー平等推進担当アドバイザー」を任命し、専門的な知見を踏まえた意識改革に取り組みます。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えることや、家事・育児を分担してできるようにするなど、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

## (4) 困難な問題を抱える女性への支援の推進

令和6年3月に策定した「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（計画期間：令和6年4月～令和10年3月）に基づき、こども・若者を含む困難な問題を抱える女性に対

し、それぞれの意思を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた多様な支援を包括的に提供できる体制整備を行います。

### 3. 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上

#### (1) ひとり親家庭等への就労・生活支援の充実

##### ①就業・仕事づくり支援

正規雇用による就業を促進し、母子家庭の母等が子育てをしながら収入面、雇用面でより安定した仕事に就けるよう、母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）の「ひとり親コンシェルジュ」が、きめ細かな支援と丁寧なアフターフォローを実施します。ひとり親等の希望に応じて個別訪問するなどの「アウトリーチ」機能のほか、児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）に市町村に出向いての相談やハローワークでの出張相談だけでなく連携会議などを行い、就業支援を進めます。

また、シングルマザーが仕事と子育てを両立できる働き方として、在宅ワーク等の多様な仕事を創出します。

##### ②資格取得等への支援

ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、教育訓練講座受講時に自立支援教育訓練給付金を支給するとともに、資格取得のための養成機関での受講に際して高等技能訓練促進給付金等を支給します。

また、ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座受講料及び受験料の一部を支給します。

##### ③生活困窮者等の社会的経済的な自立に向けた支援

生活困窮者の社会的経済的な自立と生活向上を図るため、生活困窮者自立相談支援機関（福祉事務所設置自治体）では、生活困窮者が抱える複合的な課題を包括的な相談で把握し、日常生活及び社会参加や就労に向けた支援を実施します。

また、就労意欲はあるが、長期間の不就労やひきこもり等で就労経験に乏しい方や、生活リズムが崩れている、他者とのコミュニケーションがとれないなどの理由により直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援事業を実施します。

ヤングケアラー支援として、住民に身近な市町村の相談支援体制の充実を図るため、市町村職員や障害・介護の相談支援従事者等に対してヤングケアラーの特性や関係機関の連携を深めるための研修会を実施するとともに動画研修の受講を促進します。

また、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問して家事代行支援や保育所等への送迎、一時保育支援を実施する市町村に対し補助を実施します。

##### ④ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究

国が実施した、全国ひとり親世帯等調査結果をもとに、県と奈良労働局で雇用対策協定を締結し、ひとり親の就業支援について取り組みます。国では、母子家庭の母等の優先雇用などに取り組む企業に対し、企業規模に応じて助成金などもあるため、こうした支援の充実や情報提供を含

め、県とハローワークが連携し、ひとり親の就業支援に取り組みます。

#### ⑤養育費確保に向けた支援

母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）において、養育費の取り組めや確保等を支援するため、弁護士や専門の相談員による無料相談や公正証書等の作成費用補助を実施します。

また、取り決められた養育費の回収についての相談や養育費保証契約締結費用の補助を行うなど、効果的な支援を行うとともに、関係機関と連携した具体的支援策の検討を進めます。

### （2）発達段階に応じた職業体験等の職業教育の実施

#### ①職業体験、インターンシップの充実

こども・若者が将来のライフデザインを具体的に描くことができるよう、こども・若者の年齢や発達の段階に応じた職業体験、インターンシップの充実に努めます。実施の際には、体験する職業の選択等に、アンコンシャスバイアスが影響することの無いよう、十分に配慮します。

### （3）若手起業家等の育成

#### ①若手起業家等の育成

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者の若手起業家等を育成します。また、学校や地域の企業との連携を通じ、中学生、高校生等が商品開発・モノづくりの基礎を学ぶことで、将来の起業家の育成を推進します。

#### ②若手起業家等の就労の継続支援

若手起業家やフリーランスが必要とする知識の習得を支援するとともに、若手起業家やフリーランス同士の交流の場づくりを推進し、若手起業家が継続して就労できるよう、支援を行います。

### （4）若年者への県内就業・再就職支援の充実

#### ①県内就労の促進

県内企業の深刻な人手不足や若者をはじめとした県民の県外就業率が高い状況（令和2年国勢調査：27.3% 全国3位）を踏まえ、県内就労を促進する取組を実施します。就職における若者の県外流出が高い要因の一つとして、県内には魅力ある企業が多く存在しながら、大学生等の若者が県内企業を知らないことがあります。このため、県内外大学での県内合同企業説明会や相談会、県内大学等の教員と県内企業との交流会、高校生等による企業見学等を進め、若者に県内企業を知ってもらい、企業と若者との接点強化を進めます。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指す「なら女性活躍推進倶楽部」登録企業や大学と連携し、これから就職活動をしようとする大学生等に、会員企業との交流の機会を提供するとともに、結婚・子育てなどライフイベントを視野に入れた働き方やその工夫などの魅力を、様々

な媒体を通じて発信していきます。

### ②就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援

高校、大学を卒業して就職後3年以内の離職率が高く、その要因としては、「仕事が合わなかった」等のミスマッチによるものが多くを占めているため、就職活動前の早期の段階から、学生への就業意識の醸成や業界研究を目的とした説明会やセミナー、SNSによる県内企業情報の周知等を実施します。

また、労働条件を理由とする離職も多いことから、県内企業への職場環境向上のための個別コンサルティング等を実施し、職場への定着を支援します。

離職者に対しては、県しごとiセンターにおけるきめ細かな相談・マッチング支援、県内大学等との連携強化による卒業生の再就職支援、高等技術専門学校での職業訓練による就労能力の向上等により、1人でも多くの方の再就職につながるよう取組を進めていきます。

### ③若年無業者への就労支援

若年無業者等の職業的自立を支援する国の「地域若者サポートステーション」において、県は、就業セミナーの実施や臨床心理士の配置など、ソフト面から就業支援を強化します。

働くことに不安を抱える若年無業者の早期の就労に向け、ジョブコーチのきめ細やかなサポートによる民間企業での職場実習を実施します。

### (5) オンライン学習を活用した離職者・在職者への支援

企業と離職者の双方のニーズを踏まえたオンライン学習と、実践的な企業実習を実施し、雇用に結びつけます。

また、在職者が働きながら希望する時間に応じて学習できるよう、オンライン学習を活用し、学び直しを通じたスキルアップやキャリアアップを支援します。

### (6) 県内の雇用の場の創出

県内に若者の雇用の場が増えるよう、工場立地について企業誘致を推進することにより、県内の雇用の場を創出します。



## 4. 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

### (1) リスキリング等による就労支援

若者にとって、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要です。

特に、就労を希望しながらも出産・育児・介護等により一歩踏み出せないでいる女性の就労に向け、リスキリングや企業への雇用のマッチングを推進します。

### (2) 共働き・共育て・共家事の推進

#### ①共働き・共育て・共家事の推進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら家事や子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育て・共家事を推進します。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

#### ②女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともに希望に応じたキャリアの形成と子育てへの参画を両立できるよう環境整備を進めます。

#### ③育児休業が当たり前になる社会の実現

女性も男性も、希望に応じた育児休業の取得が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組みます。組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていくよう、機運の醸成を図ります。

そのため、県庁では、「県庁の働き方・職場環境改革推進会議」のもとに設置した「育休取得促進ワーキング・グループ」において、具体的な取組や検証方法、ロールモデルの周知等を検討し、「育児休業、部分休業、フレックスタイム、テレワークなど多様な働き方のメニューを活用し、子育てに関与する率100%」の実現を目指します。

また、子育ての早期から男性が積極的に子育てに関わり、夫婦が互いに尊重し合い喜びを分かち合う子育てができることを目指し、母親に最も負担のかかる産後早期に、父親が仕事を休み、母親に寄り添い、夫婦が一体感をもって子育てできるよう「父親の産休」の取得促進の取組を企業と連携し推進します。

### (3) 男女ともに働きやすい環境の整備

#### ①「なら女性活躍推進倶楽部」登録企業と連携した取組推進

男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりを目指す企業・事業所が会員となる「なら女性活躍推進倶楽部」において、女性活躍の推進に取り組む企業の交流会や様々な媒体を活用し、働きやすい企業の魅力を発信するなどの取組を推進します。

#### ②「社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録推進

育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境づくりによる仕事と生活の調和の実現、雇用の継続や復帰がしやすいことなど柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりをはじめ、正規雇用の拡大等、良質の雇用環境整備に取り組んでいる企業について、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録を推進し、取組内容等を県のホームページ等で紹介し、その活動を応援します。

#### ③企業の職場環境整備への支援の推進

奈良労働局等と連携し、男女とも働きやすい職場環境の整備を目指す企業を支援します。また、「奈良県働き方推進協議会」において、労使の関係者と実践的な意見交換を行い、職場環境改善に向けた機運の醸成を図ります。

### (4) 起業家等の就労の継続支援

起業やフリーランスという働き方は、時間や場所に縛られず、育児や介護、家庭との両立がしやすい反面、課題として、一人で得られる知識と情報には限界があり、孤独や心細さを感じる方もいます。起業家やフリーランスが必要とする知識の習得を支援するとともに、起業家やフリーランス同士を「つなぐ」交流の場づくりを推進し、情報交換や相談相手がみつかるなど就労を継続するモチベーションの維持・向上につなげます。

### (5) 再就職相談支援の充実

再就職について漠然とした不安を抱える女性に対し、個々のニーズに応じた再就職の準備段階からの相談支援を充実させるため、キャリアアドバイザーによる相談をはじめ、当事者同士が情報交換できる交流会や具体的な就職支援となるセミナーなどをトータル的にコーディネートします。

## 5. 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目の無い支援（場所、専門家、仕組み、費用）の充実

### （1）だれでもいつでも相談できる子育て相談支援体制の強化

#### ①市町村の子育て相談支援体制の強化

地域の身近な場所で、乳幼児の親子が交流し、子育ての相談が気軽に行える「地域子育て支援拠点事業」や、関係機関と連携調整し、子育て支援事業の情報提供や相談を行う「利用者支援事業」の拡充を目指し、市町村を支援します。

（子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業の需給計画については第〇章に記載）

#### ②妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行うこども家庭センター（※）の設置を促進し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

こどもとの親としての関わりの工夫や、体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰等によらないゆったり子育てを推進します。

#### （※）こども家庭センター

これまで、国は、市町村において、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」及び、こどもと子育て家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進してきたところです。

乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・協働を行う職員に負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくい等、さまざまな課題が生じてきました。

このため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月1日より、こども家庭センターの設置に努めることとされたものです。

### ③外国人総合相談窓口でのさまざまな相談への対応

県内に在住する外国人の子どもとその保護者が、言語や生活習慣の違いにより、地域社会での生活に支障をきたさないよう、外国人支援センターに設置している「奈良県外国人総合相談窓口」においてさまざまな相談に応えます。

- ・相談員や電話通訳サービスを活用した多言語による生活相談の実施や生活に必要な各種情報を提供
- ・県内市町村のニーズに応じた出張相談会の実施
- ・公的機関等からの依頼で通訳ボランティアを紹介

また、しごとiセンターにおいて、外国人の県内企業への就職・定着支援に取り組んでおり、県内に在住する外国人の子どもやその保護者が経済的にも安定した暮らしを送れるよう努めます。

### ④児童家庭支援センターの充実

施設入所には至らない継続的指導を必要とする在宅要支援児童やその家庭に対する指導・援助を行う等、地域の身近な子育て相談機関である児童家庭支援センターを支援します。

## (2) こども・子育て施策のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進

### ①奈良スーパーアプリのこども・子育て関連サービスの拡充

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、奈良スーパーアプリのこども・子育て関連サービスの拡充を行うとともに、アプリの機能を活用したプッシュ型での情報発信、子育て支援制度を利用するための電子申請など、こども・子育て分野におけるDXを推進し、県民の利便性向上を図ります。

### ②市町村と連携したこども・子育て施策のデジタルサービス化

制度があっても子育て当事者が使いづらいという状況にならないよう、市町村と連携して「こども・子育てDX」を推進します。また、奈良スーパーアプリを活用したプッシュ型通知や電子申請の他、申請書類・帳票類の簡素化・標準化、システムの共同化、データ連携などを通じ、市町村職員の業務負担軽減を図ります。

その際、市町村が取り組む乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康情報等の電子化、母子保健情報のデジタル化との整合を図ります。

### ③当事者に届く情報発信と子育て環境の魅力発信

こども・若者や子育て当事者に必要な支援制度情報や魅力が届くよう、これまでの紙媒体による情報発信方法に加え、県ホームページにおいて、支援制度情報を一覧的に掲載します。

また、奈良県の子育て環境について、若い世代にとってなじみのあるコンテンツを作成し、奈良スーパーアプリを活用して発信することにより、子育て当事者に届く情報発信を実現します。また、子育て当事者に必要とする情報や魅力が伝わるよう、奈良県の子育て環境の良さをPRします。

### (3) 地域の多様な主体による子育て応援の取組促進

#### ①地域の多様な主体による子育て支援・応援の取組促進

子育てのサポートを受けたい人が、地域の人々の援助を受けられる「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」、こどもの一時預かり、ベビーシッターの活用について、市町村において充実するよう支援します。

また、地域住民を支える身近な相談相手である民生委員・児童委員が、介護や障害、育児、経済的困窮などの生活上の様々な困りごとを抱える地域住民に対し、日常的な見守りや相談・支援を行うとともに、必要な支援機関につなぐことができるよう、活動を支援します。

#### ②企業の子育て応援の取組の促進

地域全体で子育て家庭を応援するため、妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭に協賛店舗が料金割引などのサービスを提供する子育て支援パスポート事業の奈良県版「なら子育て応援団」の参加企業を引き続き誘致します。

また、県・市町村・企業が連携し、地域で赤ちゃんの誕生を祝福する取組である、市民生活協同組合ならコープが主体となって実施する「子育て応援『つながる箱』プレゼント事業」（0歳児のいる家庭を訪問し育児用品をプレゼント）に引き続き取り組むとともに、県内企業等に対し子育て応援の取組を促進します。

これらの取組を、「なら子育て応援団」に登録した団体等との協働により、奈良スーパーアプリを活用して子育て応援の取組を広く周知等することで、地域における子育て支援の輪を広げる運動を展開します。

### (4) 結婚を希望する方等への支援

#### ①結婚を希望する方への支援

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。

そのような認識のもと、結婚を希望する方が、結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり合わないから」であり、県内市町村、企業等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組となるよう「結婚支援コンシェルジュ」を配置しアドバイスすることなどにより支援するとともに、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実します。

独身男女を応援する企業や店舗、NPO等と協働し、飲食や体験型の結婚応援イベント等を開催する「なら結婚応援団」事業により、出会いの機会を提供します。

#### ②結婚に伴う新生活のスタートアップへの取組を支援

市町村が地域の実情に応じて取り組む、結婚に伴う新生活のスタートアップへの取組を、県が配置する結婚支援コンシェルジュ等により支援します。



## 6. 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

### (1) ひとり親家庭への就労・生活支援の充実

#### ①自立支援

ひとり親世帯の年収は半数近くが200万円未満といった依然として厳しい状況であり、世帯年収が高い世帯ほど、子どもが自分に「自信がある」、「将来の夢や目標を持っている」の割合が高いことから、家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう、授業料等減免及び給付型奨学金による大学無償化等の各種施策を、貸付希望者に広く情報提供するとともに、母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の相談をきめ細かに行うことでひとり親家庭の児童の自立を支援していきます。

また、ひとり親家庭の生活を支援するため、修学等自立に必要な理由や、疾病などの理由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合で、日常生活を営むことに支障が生じている場合、家庭生活支援員による身の回りの世話などを行います。

#### ②日常生活支援

ひとり親家庭の生活を支援するため、修学等自立に必要な理由や、疾病などの理由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合で、日常生活を営むことに支障が生じている場合、家庭生活支援員による身の回りの世話などを行います。

#### ③学習支援

ひとり親家庭の子どもや生活困窮者の子どもを対象とした学習支援について、「子どもの生活・学習支援事業」及び「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を推進し、市町村に拡大していきます。

#### ④住まい確保の支援

ひとり親家庭の住宅の確保を支援するため、「福祉世帯向け住宅」として、優先的に県営住宅の入居募集を実施します。

#### ⑤ひとり親等の就労相談、自立支援プログラム策定、就業支援講習

母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）のひとり親コンシェルジュが、ハローワークと連携した就業相談、自立支援プログラム策定（※）、就業支援講習等を実施します。

（※）自立支援プログラム策定：

児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定。

## (2) すべての親子を対象とした市町村の子ども・子育て支援体制の充実

### ①児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置促進

こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

### ②ペアレントトレーニングによる親の子育て力の向上支援

親の子育て力の向上を目指し、子育て中の保護者が、暴力によらずに子どもを褒めて励ましながら、子どもが望ましい行動を身に付けることができる子育て方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」を実施する市町村を支援します。

### ③在宅養育への支援の充実

子育てに不安を抱える家庭やネグレクトの可能性のある家庭を訪問・支援するため、地域における子育て支援を行う家庭訪問員を養成する「アウトリーチ型子育て支援プログラム」普及研修を実施し、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業等を推進します。また併せて、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村による在宅支援サービスを推進します。

## (3) 地域の「育ちの場」づくり

### ①多様な主体が連携する放課後の「育ちの場」づくり

地域で放課後児童クラブをはじめとする、多様な主体（こども食堂、スポーツクラブ、図書館、児童館等）が連携し、放課後に子どもをはぐくむ「育ちの場」のモデルを市町村とともに検討し、普及します。

### ②地域における居場所づくり

生活困窮の状況にあるこども・若者を含むすべてのこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることの無いよう、居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

### ③地域に支えられ根付いていく「こども食堂」への支援

県こども食堂コーディネーターと開拓コーディネーターを配置し、開設支援、継続支援、協力者拡充支援、未利用食品活用促進を進め、市町村等に出向いての普及・働きかけを行う開拓支援を行うことにより、すべての小学校区に「こども食堂」が設置されるよう取組を支援します。奈良こども食堂ネットワークへの企業のサポーター登録を促進し、市町村や地域の協力者を増やし、地域の支援拡大を推進します。また、「安心・安全こども食堂認証制度」を設置し、親子等が安心して



利用できるこども食堂の立ち上げと継続運営を応援します。

また、地域で放課後児童クラブをはじめとする、多様な主体（こども食堂、スポーツクラブ、図書館、児童館等）が連携し、放課後に子どもをはぐくむ「育ちの場」のモデルを市町村とともに検討し、普及します。

企業のサポーター登録について、食品ロスの解消を進める一環として食品製造会社の登録を促進します。

#### ④企業・団体とともに取り組む子ども支援活動の推進

地域の多様な主体が連携した持続可能な子ども支援活動のしくみを構築・普及するため、一例として、食品ロスの解消を進める企業やNPO等と連携した、地域の子どもへ食品・食事等を届けるスキームのモデル等を検討します。

#### ⑤子どもの学習・生活支援事業の強化

市町村によるひとり親家庭の子どもや生活困窮者の子どもを対象とした学習支援を促進し、拡充します。また、学習支援に加えて、生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）相談に対する情報提供等の取組を促進し、市町村を支援します。

#### ⑥若者（県内高校生・大学生）と子どもとの交流促進

子どもを大切にはぐくむ地域づくりの担い手育成のため、大学やNPO等と協働し、若者と子どもの交流等を促進することにより、若者が子どもや地域活動に関心を持つ機会を増やします。

### (4) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### ①こども家庭相談センター（児童相談所）の体制及び専門性強化

児童虐待防止対策の中心となるこども家庭相談センターについて、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を行う体制と専門性を強化します。

- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、スーパーバイザーの育成に取り組む。
- ・児童福祉司の採用の強化、育成・定着支援の充実及びキャリアプランの構築に取り組む。
- ・支援現場の効率化のためのICT化を推進
- ・児童福祉司の専門職採用を実施し、児童虐待対応にあたる児童福祉司を増員
- ・児童相談所に弁護士を配置し、法的対応や困難事例に対する対応力を強化
- ・児童福祉司を対象とした児童福祉司任用前・任用後研修を実施し、児童虐待対応にあたる職員の専門性を強化
- ・市町村との連携体制を強化するため、市町村支援担当指導福祉司を各児童相談所に1名ずつ配置し、定期的な市町村への巡回訪問及び専門的な助言や援助に取り組む。

## ②一時保護所の環境改善等こどもの権利擁護の推進

こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、個々のこどもにとって最善の選択となるよう、施設のみならず里親等幅広い委託一時保護先の開拓も含めてこどもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

児童相談所が一時保護や施設入所等の措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図ります。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進します。

## ③虐待を繰り返さないための親の回復支援の推進

虐待に至った保護者と虐待を受けた子どもが、再び安心して家族生活を営めるよう、保護者に対し親の回復プログラムを実施し、再び虐待に至らない養育が可能となるよう支援します。

## ④市町村の体制及び専門性強化

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが地域の保育所、学校などや支援の担い手となる民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域ネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するため、統括支援員の研修、先行事例の紹介、設置に向けた研修の実施等、市町村を支援します。

また、児童虐待に対応する職員の専門性を強化するため、市町村要保護児童対策地域協議会における専門職員向けの調整担当者研修や、虐待対応力強化研修等を実施します。

新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進を支援するとともに、支援現場の業務効率化のため、ICT化を推進します。

## ⑤市町村や関係機関との連携の推進

県こども家庭相談センターと市町村及び警察等関係機関との連携強化を図るため、「奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議」のほか、県こども家庭相談センターの管轄ごとに「地域ネットワーク会議」を継続して実施します。

また、児童虐待対応における児童相談所と警察との連携強化を図るため、児童相談所に警察官を併任配置し、随時、必要な情報を共有しているほか、平成30年度に県と警察が協定を締結し、24時間365日警察から児童相談所に対する児童虐待事案に係る照会対応ができる体制を整備してい

ます。

あわせて、より充実した虐待の予防・重症化の軽減を図るため、こども家庭相談センターが把握している全ての案件について警察との情報共有を実施します。

県こども家庭相談センターと市町村との連携体制を強化するため、市町村担当指導福祉司を各児童相談所に1名ずつ配置し、市町村の巡回訪問及び専門的な助言や援助を行う等相互に顔の見える関係を築き、こども家庭相談センターと市町村が一体となってこどもや家庭を支援していきます。

県こども家庭相談センターと市町村は、お互いに業務内容や繁忙度、組織体制を把握すること及び信頼関係を構築することが重要であり、定期的な人事交流やこども家庭相談センター職員が定期的に担当地域の市町村役場に出向く定例出張制度導入に取り組み、センター職員と市町村職員との交流を図っていきます。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、こども家庭相談センターが指導的機能を果たすよう、経験のある職員が出席する等リスク管理に積極的に関わっていきます。併せて、こども家庭相談センターから市町村に初期調査依頼を行う際には、通告受付票をメールで送付する等口頭のみならず資料の提供を行い情報の正確性を確保します。

市町村においては、福祉的観点からの寄り添い型支援を主とし、県こども家庭相談センターにおいては、積極的に家庭に介入し一時保護を行うなどの介入的支援を主として実施します。このように、県と市町村の役割分担を明確化して家庭支援・虐待対応に当たっていきます。

#### ⑥配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)防止及び被害者支援の充実

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」に基づき、DV(※)被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた24時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

(※)DV:ドメスティック・バイオレンス

#### (5)社会的養護体制の充実

##### ①子どもの権利擁護の強化

施設や里親等に措置した子どもや一時保護した子どもの権利擁護の強化を図るため、意見表明等支援事業を活用し、子どものアドボカシーを実施します。

また、施設や里親等における養育の質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進します。

##### ②里親・施設養育の充実

社会的養護の推進にあたっては、児童の最善の利益の実現のため、里親に関しては、里親支援センターと連携し、里親制度の広報・啓発や里親支援の充実を図ります。また、施設養育護においては、福祉や医療の多様な職種による専門的養育の実施などの取組を推進します。

また、児童養護施設等による施設養育においては、里親では対応の難しい児童について福祉や医

療の多様な職種による専門性やノウハウを活かした養育を実施するとともに退所児童のアフターケアを行います。また、施設の専門性を活かし、入所児童だけではなく地域の要保護児童への支援、里親等支援、子どもの居場所づくり等にも取り組みます。

### ③専門的ケアの充実及び人材の育成

虐待等を受けた子どもの安定した人格形成や心の傷をいやして回復を促すためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

このため、養護施設等での心理療法担当職員等による支援を推進します。また、暴力以外の方法を用いた子育てのスキル「ペアレントトレーニング」や社会的養護の子どもたちが自身の生い立ちを知る権利を保障するための「ライフストーリーワーク」(※)等研修の積極的な活用を働きかけ、職員の資質向上を図ります。

(※) ライフストーリーワーク：

子どもが自分の家族が抱えていた困難や自身の生い立ちを振り返るプロセスを通して、自己肯定感を高め、生きていく力の醸成を支援する取組

### ④自立支援の充実

施設や里親宅で暮らしている子どもは、原則18歳になると退所し、自立を求められますが、実親に頼れないこども・若者もあり、退所後は様々な生活・就業上の不安や問題を抱えながら自立しなければならない状況があります。

このため、社会的養護自立支援事業(相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援、法律相談支援、関係機関との連絡調整、一時的避難かつ短期間の居場所の提供等)を実施し、ケアリーバーの社会的自立を支援します。

(※) ケアリーバー：児童養護施設や里親等の社会的養護のケアから離れたこども・若者

### ⑤家庭・地域における養育に対する支援の充実

社会的養育の推進として、虐待の未然防止、子どもの家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、里親支援センター、児童養護施設及び乳児院等の必要な整備を実施し、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による子育て家庭への支援等の充実を図ります。

このため、施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等によるソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターの運営を支援します。また、保護者指導・支援プログラムを活用し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止を支援します。

母子と一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を行う母子生活支援施設について、必要な整備を図るとともに、福祉事務所、こども家庭相談センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

### (6) いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問

題に取り組みます。知事部局と教育委員会が連携し、全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。

加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

#### (7) 不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、ICTを活用した新しい学びの場の設置を目指します。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、セーフティネット機能を強化します。

#### (8) ヤングケアラー支援

福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくため、学校の対応力の向上を図ります。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点をもった対策を推進します。

#### (9) 予期せぬ妊娠に悩む若年女性などへの支援の充実

孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や、乳児院や母子生活支援施設及び関係機関等との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組みます。

また、「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のために基本計画」に定める支援調整会議等により、市町村、民間団体等と連携し、予期せぬ妊娠に悩む場合やその他の困難な状況にある若年女性への支援の充実に取り組みます。

#### (10) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていきます。生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の展開を図ります。

国において検討中のこども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）が導入された際には、円滑な制度の実施に向けて取り組みます。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

#### (11) こども・若者の自殺対策

こども・若者の自殺対策については、児童・生徒の自殺予防教育を推進します。

- ・自分や友だちの心の危機の状態に気づき、信頼できるおとなに助けの聲が上げられるように、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の推進
- ・教職員や保護者などの周りのおとなが児童・生徒のSOSに気づき、個に応じた対応をとれるよう支援
- ・ハイリスクな児童・生徒のスクリーニングとフォローアップ体制の整備
- ・教職員との信頼関係づくりや相談しやすい雰囲気づくりなど、児童・生徒の心に寄り添う「校内の環境づくり」の推進

#### (12) ニート・ひきこもり相談支援体制の充実

ニートやひきこもりの状態にある当事者やその家族の個々の状態に応じた寄り添う支援を行うため、ひきこもり相談窓口の設置や訪問支援の実施など相談体制の充実を図ります。あわせて、当事者に対して、本人の集いや職場体験など自宅以外での様々な活動・体験を提供する場や、当事者家族同士が交流し情報交換する場を提供するなど社会復帰の支援を行います。また、当事者やその家族の住み慣れた地域での支援につなげるため、県内市町村が参加する県・市町村ネットワーク会議や子ども・若者支援地域協議会の開催など、関係機関と連携・強化を図ります。

## 7. こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

幼児教育・保育の質の向上においては、待機児童対策の推進により子どもの受け皿となる施設整備が進んだことで量の拡大が図られたものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要があります。

国においては、令和6年度にこども未来戦略を踏まえた保育所等の職員配置基準の改善が行われました。また、「こども誰でも通園制度」が令和7年度に制度化され令和8年度には本格実施されることになっており、今後ますます保育人材の確保が重要となっています。

このため、奈良県では、令和5年度に保育士等実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ、慢性的な保育人材確保が困難な状況を打開すべく、保育人材の確保・定着と保育の質の向上に向けた取組について、市町村や関係団体とも連携し、積極的に取り組みます。

### (1) 安心してこどもを預けられる教育、保育体制の整備

#### ①保育人材の確保

奈良県では、保育人材確保のため、令和6年度から民間保育所等における常勤保育士等の給与改善に取り組む市町村を支援する奈良県保育士等処遇改善事業を実施します。当該事業により、保育士等の給与改善を図るとともに、補助要件のひとつとして、給与の透明化を図るため前年度の施設における保育士給与等の状況を県のホームページで公表することとしています。

奈良県保育人材バンクの運営では、平成26年度から継続して保育士として就労を目指す求職者と保育士の雇用を求める求人施設をマッチングする無料職業斡旋事業のほか、就職支援研修や合同就職説明会を開催するなど、人材確保支援を実施しています。また、令和6年度からは、新たに保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の再就職にあたりより丁寧な伴走支援を行うことにより、復職支援を強化します。さらに、人材バンクの周知について、SNS等を活用した広報にも取り組むとともに、中高生を対象に進路選択の一助となるよう保育士の魅力発信にも取り組んでいくこととします。

#### ②保育人材の定着支援

保育士等の人材の離職を防止し、長く働き続けられる職場環境づくりが必要です。

令和4年度に作成した奈良県版保育現場の働き方改革マニュアル「すまいるほいく奈良」は、現場が抱える労務関係を含む5つの視点における働き方改革の実践を示しています。今後、マニュアルの活用促進やコンサルタント派遣等により施設の取り組みを推進します。

令和6年度から新たに保育士等の相談窓口を設置し、保育士等が安心して就労を継続できるよう保育現場での悩みや課題について職場外での相談できる環境の整備を行います。また、保育士等が教育や研鑽を通じて保育の質の向上を図るとともに、健康で安心して働き続けることができる環境づくりのために「(仮称)奈良県保育の質と保育士等の職場環境の向上に関する研究会」を設立し、当事者である保育士等が自立的かつ持続的に運営できることを目指し、その準備に必要な各種検討を進めます。

保育士等支援アドバイザーを園所に派遣し、勤務経験年数の短い保育士等や再就職後間もない保育士等に対し、保育の実践や保護者対応の方法等に関する助言・指導の取り組みを継続していきます。

### ③保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の礎となる自尊感情や他者への寛容なころなど、いわゆる非認知能力をはぐくむ重要な時期です。

このため、令和4年3月に奈良っ子はぐくみ条例の制定と、就学前の子どものはぐくみに関するすべての人の意識の共有と実践のためのガイドラインとして奈良っ子はぐくみ基本方針を策定し、取り組みを推進しています。

保育者が「自然保育」、「食育」、「芸術」のテーマを通して日常の保育を振り返り、保育の可能性を拡げることがを目的に令和5年度に奈良県において作成した「奈良っ子はぐくみワークブック『ひとたね』」を活用した保育の推進に取り組みます。

令和6年度から保育士等が教育や研鑽を通じて保育の質の向上を図るとともに、健康で安心して働き続けることができる環境づくりのために「(仮称)奈良県保育の質と保育士等の職場環境の向上に関する研究会」を設立し、当事者である保育士等が自立的かつ持続的に運営できることを目指し、その準備に必要な各種検討を進めます。(再掲)

就学前教育・保育アドバイザーを園所に派遣し、園所内の保育・研修の充実を図るための助言・指導の取り組みを継続していきます。

### ④保育の受け皿整備

県内の保育ニーズに対応する受け皿整備として、国の就学前教育・保育施設整備交付金や「子ども・子育て支援施設整備交付金」を活用した保育所等や病児・病後児保育の整備に対する支援を行います。

### ⑤保育士の資格管理の厳格化

令和5年4月に施行された改正児童福祉法により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取り消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化が行われました。また、令和6年4月からは「保育士特定登録取消管理システム」の運用が始まっています。県では、システムの適切な運用を市町村や保育施設に働きかけるなど、安心して子どもを預けられる体制整備に努めます。

### ⑥保育士と親がともに子育てを考える「親の成長」を促す保育の充実

保育所等が子育て支援の拠点として、保育士と親がともに子育てを考えることができるような機会を創出するなど、保育士と保護者が子どもの育ちに関し共通理解を図ることで、家庭、地域、保育所を通じてすべての子どもの健やかな育ちを実現します。

また、保育士が子育てについて家庭と連携し支援することで、保護者が子どもの心身ともに健やかに育つ環境や子どもへの関わり方等を学び、子育て力を高めていくこと(親の成長)を支援します。



#### ⑦幼児教育・保育の無償化に向けた検討

子育て世帯における負担感を軽減し、希望に応じて子どもを生み、育てられることは、大変重要であり、将来の貧困予防や教育の機会均等等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化について、国の動向を注視しつつ、保育施設における保育士確保の状況、「こども誰でも通園制度」の導入・実施状況等を勘案しつつ、市町村と意見交換を行いながら検討します。

#### ⑧幼稚園等に通っていないこどもへの支援

国において、親の就労要件に関係なく時間単位等で保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設が進められています。県では、国が進める試行実施状況や制度内容を適時適切に市町村や施設等に周知を図るなど、円滑に令和8年度に予定される制度の運用が開始されるよう支援していきます。

### (2) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

#### ①教員の働き方改革の推進と処遇改善

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにします。

#### ②高校授業料等の無償化

子どもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう、高校授業料等の実質的な無償化に取り組みます。

#### ③高校の環境改善（トイレピッカピカ5か年計画）

令和6～10年度の5年間で、県立高校のトイレ洋式化・乾式化等工事を実施します。

### (3) 放課後の子どもの居場所づくり

奈良県放課後児童対策推進委員会における検討を踏まえ、効率的な施設整備、効果的な研修、教育委員会と福祉部局の具体的な連携などの放課後児童対策を推進するとともに、市町村における円滑な取組の促進を支援します。

放課後児童クラブの待機児童の解消のため、市町村が実施する放課後児童クラブの設置・運営を支援します。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に、専門的知識を有し、指導的役割を果たす支援員・指導員やボランティアの配置を促進するとともに、それら職員等を対象に、必要な理解を深めるための研修を実施する等、質の向上を図ります。

### (4) 子どもの発達段階に応じた自尊感情、規範意識、学習意欲等の醸成

#### ①幼保共通での子どものはぐくみ方のさらなる検討・普及

就学前教育アドバイザーによる支援の継続・深化、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくな

ら」の普及等により、教育・保育の質の向上をリードする地域リーダーの育成を図ります。

さらに、就学前の教育が、小学校以降の生活や学習の基礎の形成につながることから、就学前教育の中で、子どもたちがどのように成長し、学びを深めているかを理解し、小学校に発信していくことが重要です。そのため、保育所・認定こども園・幼稚園教職員等と小学校教員を対象とした研修会の実施、就学前教育関係者協議会の開催等により、施設類型を越えた研修の一体化・一元化を目指すとともに、幼児教育と小学校教育の教育内容や指導方法の相違点・共通点を理解し合う取組を進めます。

また、自尊心と愛情など、乳幼児の「心のはぐくみ」を最優先する保育のあり方を検討し、奈良県における幼保共通の育て方の普及を目指します。

#### ②神経の発達を促す音楽プログラム等の実践

就学前は、子どもの神経・筋肉の発達をはぐくむことができる、人生で最も大切な時期であり、自尊心、他人を思いやる心、愛情や豊かな心をはぐくむ時期です。この時期に音楽を聞いたり、演奏したり、自発的な運動をする機会をもつことで、子どもの神経等の発達を促すことを目指し、音楽プログラム等を実践していきます。

#### ③家庭教育の充実に向けた支援

子どもたちの基本的な生活習慣の定着、自尊感情や規範意識、社会性の醸成等を図り、保護者の子育て意識と知識を高めるために、親子が楽しみながら取り組める「約束運動」を実施するとともに、家庭教育支援チームの支援、リーフレットによる啓発活動等を推進することで、家庭教育の充実と家庭の教育力の向上を図ります。

#### ④学ぶ意欲を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

小学校就学以降において各学校では、子どもが主体的に取り組む授業を行い、学校や学級の人間関係や環境を整え、いじめの防止や安全の確保等にも留意するとともに、家庭や地域社会と連携して豊かな体験を充実する、下記取組を推進します。

- ・児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選ぶ場面を設定するなど、児童生徒の興味・関心を活かした自主的・自発的な学習活動を推進します。
- ・集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動の充実に取り組めます。
- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう専門的人材を育成します。
- ・「奈良県いじめ防止基本方針」の周知・徹底を図ることや、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）のより効果的な活用を行います。

#### ⑤学校を核とした地域の教育力の強化

学校・地域パートナーシップ事業やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を通して、子どもたちの育ちを支える仕組みを構築するとともに、地域住民の積極的な支援を通して、下記

取組により、地域の教育力の向上を図ります。

- ・家庭での学習が困難な児童・生徒を対象に、地域住民が協力して学習支援をする「地域未来塾」の実施
- ・地域の人の参画を得ることにより、放課後や週末等における子どもたちの体験活動を創出する「放課後子ども教室」の実施

#### ⑥遊びや体験活動の推進

こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験、遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

#### ⑦学校保健の推進、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進します。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性と生殖に関する健康と権利、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるようにすることが重要です。そのため、教育委員会、医療政策局及びこども・女性局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

#### ⑧校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めます。

#### ⑨体罰や不適切な指導の防止

体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を強化します。

#### ⑩高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図ります。

高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進します。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図ります。高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援します。

#### ⑪非行防止

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

#### ⑫多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長のため、自然体験ができる青少年教育施設の運営や体験活動を推進する地域、学校や民間団体等と連携・協働して多様な遊びや体験活動の機会を創出します。

そして、国内外の青少年の招へいや、派遣等を通じた国際交流を推進します。

また、子どもの健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、施設の整備を支援するとともに、従事者を対象とする研修を推進します。

困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

#### ⑬在留外国人のこども・若者及び海外から帰国したこども・若者への支援

在留外国人のこども・若者及び海外から帰国したこども・若者について、修学支援や適応支援、日本語指導等、年齢や発達の段階に応じて、関係機関において個々の状況に応じた支援を推進します。

#### (5) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

#### (6) こどもを健やかに育むスポーツ・食育の推進

##### ①こどもへの運動習慣の普及啓発

幼児期は神経機能の発達が著しく、運動を調整する能力が顕著に向上するため、幼児期からの遊びを通じた運動習慣づくりが重要です。そこで、スポーツを始めるきっかけづくりとして、幼稚園や保育所等での外遊びや体操など、楽しんで運動習慣を身につけることができる取組を進めます。

##### ②幼児向け運動・スポーツの推進

スポーツ医・科学研究の根拠に基づく、年齢・発育発達段階に応じたプログラムを、広く県内幼稚園・保育所等や小学校、総合型地域スポーツクラブ等へ普及させることにより、子どもの体力向上のみならず、社会適応力、規範意識の醸成などスポーツを通じた人格形成を図ります。

### ③子どもの体力向上方策の推進

奈良県小学校体育研究会、奈良県中学校保健体育研究会等と連携しながら、体育・保健の授業の質の向上に努めるとともに教員の指導力の向上を図ります。

小学生を対象に、なわとびやボール運動等、子どもが楽しく体を動かせる授業前・授業間体育の取組を進め、子どもの体力向上を図ります。

子どもの体力づくりと健全な身体の発達に向けて、栄養の正しい知識や健康情報の普及など、食育の推進を図ります。

中学校、高等学校を対象に、外部のスポーツ指導者を派遣するなど、学校運動部活動の活性化と、部活動顧問の資質向上を図ります。

### ④部活動の地域連携の推進

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

### ⑤子どものスポーツ活動環境の充実

家族で一緒に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントの開催や、仕事や家事、育児の合間に手軽に行うことができる運動・スポーツに関する情報を発信するなど、家族が一緒に行い、楽しむことができるファミリースポーツを推進します。

### ⑥子どもが遊び・運動(スポーツ)し、学ぶ場の整備・充実

子どもが安心してのびのび遊び、運動し、学び楽しめるよう、県有施設や既存イベントを活用し、子どもが遊ぶ場・文化芸術に親しむ場となるよう、下記の施設や取組を充実させます。

#### 【県有施設やイベント例】

- ・まほろば健康パーク
- ・なら歴史芸術文化村
- ・民俗博物館
- ・うだ・アニマルパーク
- ・Nara for Culture (ムジークフェストなら)
- ・奈良県みんなでのしむ大芸術祭 など

### ⑦次世代の健全な食習慣形成

生涯にわたる健全な食生活の基礎を形成するためにも、子どもの頃からの食育は大切で、家庭は重要な役割を担います。すべての子どもが食を楽しみ、健全な食に関する知識や実践力を身につけられるよう、家庭・地域・学校等が連携し、食育を推進します。

### ⑧食育の啓発

保育施設等では、食育計画を作成し、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・栄養士・調理師・調理従事者等が協力して子どもに寄り添った声かけを行い、日々の食事を中心とした食育を推進します。

保育所等が実施している保育中の食育に関する取組内容を把握し、研修会等で情報共有を図る

と共に、保育士・栄養士等の資質向上に努めます。

幼児が家族や友達等を一緒に食べる喜びや楽しさを、日々の食事を通して体験し、食材やいのちへの感謝・理解につながる取組を保育者、保護者、地域と共に推進します。

また、学校では、教科学習の時間だけでなく学校行事等、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を行います。特に「食育月間」や「食育の日」などを活用し、食育を推進します。

学校給食を生きた教材とし、望ましい食事のあり方や食習慣を身につけるため、学校給食の時間における食に関する指導を充実します。

小中学校で実施している食育の内容を把握し、先進的・効果的な取組について研修会等で情報共有を図るとともに教職員の資質向上に努めます。

児童生徒が生涯にわたり健康で健全な食生活を実践できるよう、朝食の大切さや食事の重要性についての指導を行い、食を通じた健康づくりを推進します。

#### ⑨地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食の充実

学校給食を生きた教材とし、給食の時間における食に関する指導を充実します。

地場産物活用に向け、関係機関と連携し、県内での取組地域の拡大を図ります。

保育施設等では、地域の生産者と連携した菜園活動等より収穫された農作物を給食へ取り入れ、いのちの巡りを体験できるような取組の充実を図ります。

学校では、栄養教諭・学校栄養職員等と連携し、「我が町、我が校の自慢献立」など、地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食献立の充実を図ります。

### (7) 相談支援及び療育体制の充実・強化

#### ①障害児療育機能の充実

地域での障害のある子どもの生活を支えるため、在宅の障害のある子どもの保護者が、相談及び家庭での生活支援や療育の指導等が受けられるよう、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センターの市町村及び圏域ごとの設置に向け、「奈良県自立支援協議会」の療育部会において働きかけを行い、児童発達支援センターを中心とした相談支援及び療育体制を充実・強化します。

医学的な支援が必要な発達障害のある子どもに対し、地域の療育機関等に作業療法士を派遣し、それぞれの子どもの合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期療育を実施できる地域の療育体制を構築します。

障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援等の充実を図ります。

児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施する事業所等のサービスの質の向上のため、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の療育機能の充実・強化を図ります。

#### ②県立障害福祉施設における障害児支援の充実

県立障害児入所施設として、旧登美学園（主として知的障害児）、旧筒井寮（主として視覚・聴

覚障害児)を一体整備し、令和2年4月より開園した藤の木学園において、障害特性に応じた多様なサービスの提供や社会的養護の重要性を強く認識し、安心して暮らすことができるセーフティネット機能の確保に取り組みます。

少人数で個々の特性に配慮し、より家庭での生活スタイルに近いユニット別の入所支援や、短期入所や日中一時支援による在宅児童の居場所作り、家族のレスパイト(休息等)への支援、虐待等による在宅児童の一時保護委託に対応していきます。

また、県全体の障害児支援の充実を目指し、市町村単位では難しい高度な専門性が求められる支援や、広域的な事業等に取り組み、市町村並びに障害児支援事業所等への支援に取り組みます。

### ③障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

こども家庭相談センター(児童相談所)において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司及び児童福祉司等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

在宅の障害児とその家族の生活を支えるため、身近な地域で保護者の療育相談ができるよう、相談体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や施設に対し、療育に関する助言を行います。

また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター等を中心とした圏域ごとの相談支援の充実・強化に取り組みます。

### ④特別支援教育の充実(インクルーシブ教育システムの推進)

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図るため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導(※)を受ける児童生徒については全員作成し、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない障害のある児童生徒についても活用にも努めることにより、長期的な視点で児童への教育的支援を行います。

また、特別支援教育コーディネーターやの育成や特別支援教育に関する専門性の向上を目指します。

さらに通級アドバイザーが、市町村教育委員会による通級による指導の充実・拡充を支援し、奈良県における多様な学びの場の充実を推進します。

(※)通級による指導:

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態

### (8)保育所や放課後児童クラブにおけるインクルーブ保育の推進

障害がある子どももない子どもももにはぐくむ環境の整備が必要です。

保育現場においては、近年発達に課題を抱える子どもを多く受け入れており、保育士の負担要因のひとつとなっています。

このため、障害のある子どもの受入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚

い保育を実施する保育所への財政支援を実施しています。

令和5年度からは、発達障害や医療的ケアが必要な子どもへの関わり方、支援方法、保護者支援のあり方などについて、保育施設の要請に基づき、公認心理師や看護師などの専門職種を派遣するアドバイザー事業を実施することで、保育士等の負担軽減と保育の質向上を支援しています。

放課後児童クラブにおける「インクルーシブ」（障害のある子どもない子どもともに生きる）を推進するとともに、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。



## 8. 妊娠、出産、こども、子育てを支える保健医療提供体制の充実

### (1) すべての母子を対象とした市町村のこども・子育て支援体制の充実

妊娠期からすべての母子を把握し、必要な支援機関につなぐなど個々に応じた支援が行えるよう、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待防止対策を含む子育て支援の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持したままで、組織を見直し全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの全市町村での設置を目指し、県の母子保健・子育て支援の関係課が連携して、より効果的な設置方法も含め検討し支援することで、子育て家庭を総合的に支援する体制を整備・充実します。

### (2) 性と生殖に関する健康と権利を知る機会の充実

#### ①性と生殖に関する健康と権利等を知る機会の充実

女性も男性も、誰もがそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。このため、すべてのこども・若者が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

こども・若者が、発達の段階に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を、県、県教育委員会、市町村及び関係機関等が連携し、充実を図ります。

#### ②プレコンセプションケアの取組の推進

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康問題について、正しい知識の普及と相談支援を行います。

#### ③妊娠・出産に関する理解促進

学童期・思春期において自分自身の命の大切さを学び、妊娠・出産等の正しい知識に基づいて行動できるよう、性教育などの健康教育を推進し、関係機関が連携して指導を行う体制の整備を図るとともに、先進事例等についての情報共有を市町村等と行うことにより、学童期・思春期保健対策の取組を推進します。

#### ④10代の思春期保健対策の推進

保健所において、市町村と教育機関が連携し、妊娠・出産に関する正しい知識や生命の尊重に関する理解促進のための技術的支援を行います。また、妊孕性(※)に関する正しい理解をもつことで、妊娠と自身の仕事や家庭のあり方について年齢に応じたライフプランを考えていけるよう啓

発を進めます。

20歳未満の者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことから、教育分野と連携して喫煙防止対策の充実を図って参ります。10代の自殺予防対策を推進するために、教育分野と精神保健分野が連携して自殺予防教育を推進します。

(※) 妊孕(にんよう)性(せい)：妊娠のしやすさ

### (3) 周産期やこどもにかかる医療体制等の充実

#### ①小児周産期医療の充実

安全安心な医療体制を目指し、産婦人科一次救急医療体制の確保や奈良県周産期医療ネットワークによる、医療圏を越えた、全県での役割分担・連携により、ハイリスク妊婦、新生児の県内受入体制を引き続き構築していきます。

また、小児周産期医療に関する情報が必要な人に届くよう、情報提供の取組を充実させます。

#### ②小児救急医療提供体制の整備

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、引き続き下記の取組を実施します。

##### ・こども救急電話相談（#8000）

子どもの急病時に、医療機関を受診すべきかなど、家族の相談に応じる電話相談窓口（#8000）を設置し、保護者の不安解消や不要不急の受診の抑制を図ります。

##### ・小児救急に係る情報提供の充実

ホームページ（「医療情報ネット」や奈良県ホームページ）等を活用し、医療機関情報（診療時間や診療科）や医療知識（子どもの病気の対応や救急医療の仕組み等）を提供します。

##### ・小児救急に関する啓発活動

病気や事故の予防、急病時の対応方法等についてまとめた小児救急ガイドブックの作成等、救急医療や子どもの病気への理解を深めるための啓発活動を行います。

##### ・小児初期救急医療体制の確保

県内で拠点となる休日夜間応急診療所の支援を行います。

##### ・小児科病院二次輪番体制の確保

小児二次輪番体制の維持・充実のため、輪番参加病院への支援を行います。

#### ③小児科医・産婦人科医の確保対策の充実

緊急医師確保修学資金等により、不足する小児科医、産婦人科医の養成・確保を行います。また、小児科・産婦人科の専門医を養成する医療機関が、専門医の質の向上だけでなく、地域医療の確保に資する研修を実施できる魅力ある研修体制を構築できるよう支援します。

#### ④小児慢性特定疾病児等への支援

小児慢性特定疾病（※）児等について、保健所において、訪問指導や相談を継続して実施するとともに療養支援体制構築に向けたネットワーク会議を実施します。また、小児慢性特定疾病児等

の自立に向けて、自立支援員を配置し、相談体制の整備及び自立支援事業を推進するとともに、小児慢性特定疾病医療費にかかる経済的負担の軽減のため、医療費の助成を引き続き実施します。

(※) 小児慢性特定疾病：18歳未満の慢性疾患のうち厚生労働省が特に定めたもの

#### ⑤医療費助成

子どもがいる家庭やひとり親家庭への医療費の助成について、令和5年度に対象拡大した高校生世代にまで、低額（定額）の窓口負担のみで済む現物給付を拡大し、子育て世帯の一層の経済的負担軽減を図ります。

#### (4) 産前産後の支援の充実と体制の強化

市町村における産後ケア事業の提供体制の確保の支援や、養育者のメンタルヘルスに係る取り組みを進めます。

#### (5) 不妊に悩む方への支援の充実

不妊治療費助成を行う市町村への補助制度を創設し、不妊治療に係る医療費支援を行うことで経済的負担の軽減を図ります。

また、経済的支援のみならず、性と健康の相談センター事業の実施により、不妊症、不育症等に関する悩みに対応する専門的な相談窓口を設置し、正しい情報の提供及び精神的負担の軽減を図るとともに、それらの取組の周知を強化し、相談体制の充実に努めます。

#### (6) 各種健診体制の整備による早期発見体制の整備

疾病や障がい、発育・発達に問題を抱える子どもや、育てにくさや育児に不安を感じる保護者を早期に把握・支援する体制を強化するため、市町村における乳幼児健康診査の充実を図ります。

乳幼児健康診査体制の充実を図るため、乳幼児健康診査における疾病の早期発見や保健指導に関する研修会を開催し、健診従事者の資質向上を図ります。

乳幼児健診精度管理検討会において、健診の評価及び精度管理を図るとともに、健診結果の見える化のため、健診データの分析、還元を実施します。

また、5歳児健診の実施の促進や健康診査の精度管理を高めることで、発達障害児等の早期発見につなげるとともに相談や助言による育児支援の機会となるよう努めます。

市町村による乳幼児健診未受診者への受診勧奨等の取組を推進し、疾病の早期発見や虐待予防につなげるため、関係機関との連携強化を図ります。

先天性代謝異常検査や新生児聴覚検査事業において、検査受検率の向上、未受診児、要精密検査となった子どもへのフォロー体制、療育が必要な子どもへの支援体制の整備に努めます。

#### (7) 重症心身障害児（医療的ケア児）への支援

##### ①重症心身障害児支援センターの設置

重症心身障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが家族と一緒に住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制をつくるため、令和3年1月に重症心身障害児者支援センターを設置しま

した。

関係機関の連携強化や人材育成、相談支援体制の充実強化の拠点として引き続き取り組みます。

重症心身障害児者支援センター等と共同して支援にあたる医療的ケア児等コーディネーターの養成も引き続き行います。

#### ②関係機関の連携強化による支援の充実

在宅の重症心身障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもへの支援のため、支援に関わる他職種の機関が出席する会議等を開催し課題等を掘り下げるとともに、これまでに養成した医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援に関わる保健、医療、福祉、教育等、各分野の多職種の支援者間のネットワークづくりをはじめとした在宅支援体制の充実を図ります。

#### ③相談支援体制

南部・東部等各地域に支援拠点となる重症心身障害児者地域支援センターを設置し、身近な地域で相談やサービスを含む支援を受けられる体制を構築するとともに、中心となる重症心身障害児者支援センターは、地域の支援拠点では対応が難しい専門的な相談支援や広域的な関係機関との連絡・調整、県全体の相談支援体制のサポートなどを行う総括的な支援拠点となるよう取組を推進します。

#### ④学校等への支援の充実

医療的ケア児童生徒が在籍する学校に、医療的ケア巡回指導員が訪問し体制整備等の学校支援を行います。また、医療的ケア児の通学を支援します。

## 9. こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

### (1) こども・子育て世帯にやさしい公園施設・設備の整備

#### ①こども・子育て世代をはじめとした全ての世代にやさしい公園機能の拡充

(ぬくもりあふれる公園プロジェクト)

公園の設備、遊具が、障害に配慮した、こどもや子育て世帯を含めた誰もが使いやすいものになっていないことから、主要園路のバリアフリー化やトイレの洋式化、授乳施設の設置など、こどもや子育て世帯にやさしい公園施設・設備の整備を進めます。

#### ②まほろば健康パークの機能強化

こどもの成長・発達を促し、子育て支援に資する公園を目指して、まほろば健康パークの機能強化を行います。機能強化を行う範囲では、有識者や障害者福祉団体、公園利用者の意見等を踏まえ、障害のある人もない人もすべての人が利用できる、インクルーシブ公園の整備を進めます。

### (2) 安心して子育てできる居住・外出環境等の整備

#### ①良質な住宅及び良好な居住環境の確保

公的賃貸住宅を活用した住まいの提供を進めるとともに、若年世帯や子育て世帯が必要とする住まいや暮らしに関する情報提供の充実や、住環境が良好な郊外住宅地等の空き家を活用したサービスや住まいの選択肢の充実を図ります。

ひとり親世帯、子育て世帯など市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保することが困難な住宅確保要配慮者及び災害時の被災者等を含めたすべての県民が、健康で文化的な住生活を営めるよう、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による居住の安定の確保を図ります。

#### ②安心して外出できる環境整備

バリアフリー法(※)に基づく市町村による移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想の作成を促進するため、セミナー開催等による支援を実施します。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、親子が安心して外出できる環境を整備するため、多くの方が利用する公共施設等において、乳児用ベッド・乳児用いす、授乳場所の設置等を促進します。また、条例・規則で定める整備基準や設計マニュアルに記載している誘導基準について、施設設置者への周知を図ります。

鉄道駅のバリアフリーに取り組む公共交通事業者に対し支援を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。また、バリアフリー基本構想エリア内等においてバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

障害・難病等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について、県広報ツールを活用した制度の周知や市町村との連携強化に取り組むほか、民間施設への協力依頼を実施します。

(※) バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

### (3) こどもの交通安全の確保

#### ①通学路等の安全対策の推進

通学路の安全対策として、引き続き「通学路交通安全プログラム」に基づく、国・県・市町村・教育委員会・警察等による合同点検を実施し、対策の効果を検証の上、改善・充実を図っていきます。

また、生活道路における子どもの安全な通行を確保するため、最高速度 30 km/h の速度制限と物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン30 プラス」を計画的に整備し、啓発します。

保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全確保については、市町村に対し、「キッズ・ゾーン」設定の働きかけを行うとともに、関係機関と連携した啓発を行うなど、効果的な対策を推進します。

#### ②地域ぐるみの交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るための取組として、家庭においては、市町村に支部を有し、母親の立場から交通安全活動に取り組んでいる「奈良県交通安全母の会連合会」を通じて、家庭・地域での交通ルール・マナーの習得、見守り活動等を支援します。

地域においては、交通安全活動を自主的に行っている、または行おうとしている企業・事業所・団体に県への交通安全サポート事業所登録を促進し、さらなる交通事故防止活動を図ります。

また学校においては、交通安全教室指導者講習会を開催し、学校における安全教育の具体的な指導法について研修を深め、交通安全教育の一層の充実を図ります。

さらに、広く県民に向けて、自転車乗車時のヘルメット着用・シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するなど、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進します。

### (4) こどもを犯罪や有害環境から守るための対策の推進

#### ①地域における見守り活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携により、地域における自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯ボランティアによる登下校時の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を促進します。

#### ②学校における安全教育の推進

防犯教室講習会を開催し、子どもに危険を予測・回避する能力を身に付けさせる防犯教育や、実践的な防犯教育の推進を図るため、護身術実習・危機脱出法に関する講義及び実技講習を通じて、不審者に対して子ども自らが危機回避できる態度を養うための安全教育の指導方法を普及します。また、各学校での防犯教室の実施率の向上を目指します。

#### ③不審者情報等の共有と提供

子どもを対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察、学校、教育委員会等の関係機関が、正確な情報の共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮し

た上で、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、防犯アプリやメール配信を始め、ウェブサイトへの掲載、テレビやラジオ放送等、各種広報媒体を活用して適時提供します。

#### ④青少年を取り巻く有害環境への対策

青少年を有害環境から守るため、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制することを目的に、関係機関、団体と協働して街頭啓発や娯楽施設等への定期的な立入調査等の取組を実施します。

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化の状況を踏まえ、青少年がインターネット上の有害情報との接触やSNS等を通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットを安全・安心に利用するための能力（インターネットリテラシー）を高める教育及び保護者も含めた啓発活動を実施するとともに、フィルタリングの利用を促進します。

さらに、SNS（X：旧Twitter）上の青少年の福祉を害する書き込みに対して注意喚起を行っています。

## **VIII 施策の推進体制等**

### **1. 県における推進体制**

---

#### (1) 推進体制

こども・子育て施策を総合的かつ部局横断的に取組み、本計画を実効性のあるものにするため、知事を本部長とする「奈良県こども・子育て推進本部」により、効果的に施策を推進します。また、住民に身近な市町村が実施主体となって、子ども・子育て支援を円滑に推進できるよう、必要な支援を行います。

そして、行政だけでなく、地域団体や企業、その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら各施策を推進します。

#### (2) 評価・点検

計画の進捗状況を把握するため、設定した指標により、毎年度評価・点検・公表します。

その結果を踏まえ、こども・子育て支援関係団体、有識者、こども・若者等多様な主体が参画する「奈良県こども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、以後の施策に反映します。

### **2. 市町村こども計画の策定促進**

---

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。

こども施策に関する計画を策定する市町村を積極的に支援するとともに、好事例に関する情報提供・働きかけを行います。

### **3. 市町村・民間団体等との連携**

---

県と市町村が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進していきます。市町村の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していきます。